



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

消費税法の改正に伴う2019年度の委託研究開発契約締結 に関する消費税率の適用について

経理部契約調整グループ

I. 委託研究開発契約の締結に伴う引き上げについて

1. 2019年度の委託研究開発契約締結に適用する消費税率について
2019年度の4月1日以降に契約締結する委託研究開発契約書(以下「契約書」という。)に適用する消費税率及び地方消費税率(以下「消費税率」という。)は、事業期間が終了する時点(3月31日)に適用されている消費税率の10%を適用します。

また、再委託契約においても、消費税率については10%を適用することとします。

根拠：委託研究開発事業が役務の提供となっていること。

実績報告書及び成果報告書の提出が事業年度の終了後となっていること。

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年度当初の契約	10%											
概算払3000万以下	委託費一括 税率10%											
3000万超	委託費第1回 税率10%		委託費第2回 税率10%			委託費第3回 税率10%			委託費第4回 税率10%			
年度途中の契約							10%					
概算払い (第2四半期以降)				委託費第1回 税率10%			委託費第2回 税率10%			委託費第3回 税率10%		

Ⅱ. 消費税率の引き上げに伴う税務処理について

1. 消費税の留保額の算出について

2019年10月に予定されています消費税率の引き上げに伴い、AMEDとの委託研究開発契約(以下「委託契約」という。)の消費税率も4月1日から8%から10%に引き上げさせていただきます。

AMEDと機関とが締結する委託契約の消費税率が10%、機関と業者の上期の取引に係る消費税率が8%、AMEDの委託契約の消費税率が2%上回ってしまうため、この消費税率2%相当額については、機関で留保していただくこととなります。

この留保分につきましては、適切に税務処理(消費税の確定申告時に納付等)をされますよう、お願いいたします。**(この留保分については、研究費に使用することはできません。)**

一方、機関に留保されるべき消費税額ですが、収支決算書の「返還額」の欄に事業費（直接経費・間接経費）の未使用額と消費税の留保相当額が合算して表示されてしまうため、事業費分と留保分を区別する必要があります。

つきましては、別添の「仮受け消費税留保相当額計算表」（以下「計算書」という。）を作成していただき、機関に留保して頂く消費税相当額を確定してください。

「仮受け消費税留保額計算表」には、代表機関の消費税留保相当額だけでなく、再委託先の消費税留保相当額も計上しますのでご注意ください。

「仮受け消費税留保額計算表」は、中間・確定検査時に必ず作成して、検査書類と一緒に提出してください。

なお、中間検査時には、「仮受け消費税留保額計算表」を作成した時点の収支簿（9月納品分の支払分まで）を添付してください。

作成にあたっては、「2. 記載方法について」を参照してください。

2. 記載方法について

「仮受け消費税留保相当額計算表」は、4月から9月までの消費税率8%の取引額(一部10月以降の軽減税率の取引を含む。)を記載していただくものですので、10月以降の消費税率10%の取引額については、記載しないよう注意してください。

(1) 仮受け消費税留保相当額計算表について

- ①(A)の欄に記入する金額は、収支簿に記載された各費目の消費税額8%の取引の合計額を記入してください。
- ②本体価格(消費税抜き額)(B)を記入してください。(自動計算)
- ③消費税額欄の「8%」(C)を記入してください。(自動計算)
- ④消費税額欄の「10%」(D)を記入してください。(自動計算)
- ⑤消費税額欄の「2%」(E)を記入してください。(自動計算)
- ⑥作成上の注意事項

「その他」に計上されている非・不課税取引に係る消費税額については、各費目の非・不課税取引の消費税額欄の(C)の「8%相当額」に手入力してください。

- ・物品費：海外からの輸入品
- ・旅費：海外出張
- ・人件費・謝金：給与及び謝金
- ・その他：学会参加費・海外に発注した外注契約等

(2) 間接経費について

「収支簿に記載の費目の合計額」の「小計」に、当初の契約締結時の間接経費率を掛けて間接経費額を算出します(自動計算)。なお、間接経費率は、小数点第3位を切り捨ててください。

(3) 再委託費について

再委託費についても、機関ごとに留保額を算出していただき、代表機関が取り纏めて各機関が算出した留保対象額を合算して手入力してください。

(4) 収支簿について

消費税率8%の取引が終了した時点で一旦締めていただき、費目ごとの合計額を「仮受け消費税留保相当額計算表」の(A)欄の税区分にしたがって手入力してください。また、一旦締めた収支簿は、「仮受け消費税留保対象額計算表」に添付してください。

(5) 収支決算書について

①「返還額①」には、収支決算書の「返還額」の数字が自動的に反映されます。

②「仮受け消費税留保相当額」には、「仮受け消費税留保額計算書」の「仮受け消費税留保相当額」の数字を入力してください。

③「事業費返還額」の数字は、「+(プラス)」であればAMEDへの返還額、「-(マイナス)」であれば自己充当額を意味します。(自動計算)

※ 様式集についてはAMEDホームページよりダウンロードしてご使用ください。

Ⅲ. 研究者が年度の途中で機関を異動する場合の消費税率について

研究者が年度の途中で機関を異動し、当初の契約(消費税率10%)を中止する場合の消費税率については、以下のとおりとします。

1. 9月30日までに異動する場合

当初、消費税率10%で契約書を締結しておりますので、その率を8%に変更する手続が必要となります。そのため、今年度に限り、消費税率を変更する委託研究開発契約変更契約書(以下「変更契約書」という。)を締結する必要があります。

この消費税率を10%から8%に変更することにより、差異の2%に相当する消費税額については、AMEDに返還していただくこととなります。

1) 消費税額の返還について

① 3,000万円超の場合

研究者の異動までにAMEDから支払われた概算払い額の合計の2%に相当する額を変更契約締結時にAMEDが発出する請求書に基づき返還する。

② 3,000万円以下の場合

- i) 委託研究開発中止又は一時停止申請書の提出時点の実績額を仮決算額とし、「仮受け消費税留保対象額計算書」を作成し、同申請書に添付して提出し、AMEDはそれに基づき機関宛てに消費税額の返還請求書を発出します。
- ii) 委託研究開発中止又は一時停止報告書の提出後、仮決算額に変更(収支簿への追加計上)があった場合は、確定検査時に追加計上分の2%相当額を事業費と同時に精算します。

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初契約	10%											
施行日前の異動	8%					10%						
概算払 3000万以下	委託費一括 税率10%											
3000万超	委託費第1回 税率10%		委託費第2回 税率10%			委託費第3回 税率10%			委託費第4回 税率10%			

研究者が年度の途中で機関を異動する場合の消費税率について

1. 当初の契約



2. 研究者の異動に伴う変更契約



2. 10月1日以降に異動する場合

10月1日以降に当初の機関を退職し、新しい機関に異動される場合は、10月1日に引き上げられた税率が適用されているため、従来どおり中止承認申請書を提出して頂き、AMEDが中止承認通知書を発出して変更手続の終了とします。したがって、変更契約書の締結はありません。

ただし、上半期の消費税率の2%の差異に相当する消費税額については、機関に留保されるものですので、Ⅱ.「消費税率の引き上げに伴う税務処理について」に基づき、適切に税務処理をされますよう、お願いします。

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初契約	10%											
施行日後の異動	10%							10%				
概算払 3000万以下	委託費一括 税率10%											
3000万超	委託費第1回 税率10%		委託費第2回 税率10%			委託費第3回 税率10%			委託費第4回 税率10%			

V. 不課税取引の処理について

不課税取引に関する消費税率については、以下のように9月末日までと10月1日以降とでは税率が違ってきますので、ご注意ください。

また、施行日を跨ぐ場合は用務が完了した日が属する日の消費税率を適用します。

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人件費 (不課税取引)	8%						10%					
海外出張 (不課税取引)						10%						